四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　法第九十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額及び法第百八条第二項ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が法第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

第三十七条中「第百八条第四項」を「第百八条第五項」に改める。

第三十八条中「第百八条第四項」を「第百八条第五項」に改め、同条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第四十一条第一項第一号ロ中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第四条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）

第四条の二　法第七十条第三項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　傷病手当金合計額（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）と障害手当金の額との差額

二　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　法第六十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　法第六十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　法第六十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額及び法第七十四条の二ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が法第六十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

第五条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第八条第一項第一号ロ中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第五条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表第六十四条第四項の項を削り、同表第七十条第三項の項を次のように改める。

第七十条第三項	保険医療機関等
療養の給付に関する	保険医療機関
入院時食事療養費に係る療養に関する	次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定め
	第七十四条第十項において準用する前項の定め及び同条第二項の規定による基準並びに同条第四項の入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準

第九条第二項の表第六十四条第四項の項を削り、同表第七十条第三項の項を次のように改める。

第七十条第三項	保険医療機関等
療養の給付に関する	保険医療機関
入院時生活療養費に係る療養に関する	次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定め
	第七十五条第七項において準用する前項の定め及び同条第二項の規定による基準並びに同条第四項の入院時生活療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準

第十条第二項の表第六十四条第三項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加え、同表第六十六条第一項の項及び第七十条第二項の項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加え、同表第七十条第三項の項を次のように改める。

第七十条第三項	療養の給付に関する
	次条第一項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準及び前項の定め
	保険外併用療養費に係る評価療養、患者申出療養又は選定療養に関する
	第七十六条第六項において準用する前項の定め及び同条第二項の規定による基準並びに同条第三項に規定する保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準

第十条第二項の表第七十条第七項の項及び第七十二条第一項の項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加え、同表第七十二条第三項の項中「又は」を「、患者申出療養若しくは」に改め、同表第七十四条第五項の項及び第七十四条第七項の項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第十三条第二項の表第六十四条第四項の項を削り、同表第七十条第二項の項中「の規定により読み替えて」を「において」に改め、同表中

「

第七十六条第二項	保険外併用療養費の額
	第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して
特別第七十七条第四項	、被保険者一の給付大臣
交付を	療養に係る費用

」